合成繊維	ナイロン繊維	ナイロン	ナイロン
			NYLON
	ポリエステル系合成繊維	ポリエステル	ポリエステル
			POLYESTER
	ポリウレタン系合成繊維	ポリウレタン	ポリウレタン
	ポリエチレン系合成繊維	ポリエチレン	ポリエチレン
	ビニロン繊維	ビニロン	ビニロン
	ポリ塩化ビニリデン系合成繊維	ビニリデン	ビニリデン
	ポリ塩化ビニル系合成繊維	ポリ塩化ビニル	ポリ塩化ビニル
	ポリアクリルニトリル系合成繊維	アクリル	アクリル
	アクリルニトリルの質量割合が八十五パーセント以上のもの		
	その他のもの	アクリル系	アクリル系
	ポリプロピレン系合成繊維	ポリプロピレン	ポリプロピレン
	ポリ乳酸繊維	ポリ乳酸	ポリ乳酸
	アラミド繊維	アラミド	アラミド
	右記以外の合成繊維	「合成繊維」の用語にその繊維の名称を示す用語又は商標を括弧を付して付記したもの（ただし、括弧内に用いることのできる繊維の名称を示す用語又は商標は一種類に限る。）	
無機繊維	ガラス繊維	ガラス繊維	
	金属繊維	金属繊維	
	炭素繊維	炭素繊維	
	右記以外の無機繊維	「無機繊維」の用語にその繊維の名称を示す用語又は商標を括弧を付して付記したもの（ただし、括弧内に用いることのできる繊維の名称を示す用語又は商標は一種類に限る。）	
羽毛	ダウン	ダウン	
	その他のもの	フェザー	
		その他の羽毛	
分類外繊維	右記各項目に掲げる繊維等以外の繊維	「分類外繊維」の用語にその繊維の名称を示す用語又は商標を括弧を付して付記したもの（ただし、括弧内に用いることのできる繊維の名称を示す用語又は商標は一種類に限る。）	

備考　上欄の分類が明らかで、かつ、種類が不明である繊維については、その繊維の名称を示す用語又は商標を省略することができる。

別表第七（第六条、第七条関係）

一　金属糸、漆糸、その他の繊維以外のもので加工された糸並びにスリット糸、抄繊糸及びセロファン糸の組成繊維（金属糸、漆糸、その他の繊維以外のもので加工された糸並びにスリット糸、抄繊糸及びセロファン糸を使用してある旨を付記する場合に限り、これらの糸を二種類以上使用しているときは、一種類の糸の名称を表す用語に「等」の用語を併記することをもって全ての糸の名称を付記することに代えることができるものとする。）

二　ネップ又はスラブの部分とネップ又はスラブ以外の部分の組成が異なるネップヤーン及びスラブヤーン並びにこれを使用して製造し又は加工した繊維製品のネップ又はスラブの組成繊維（ネップ又はスラブの組成繊維の種類及びネップヤーン又はスラブヤーンを使用してある旨を付記する場合に限る。）

三　芯を使用している羽織ひも及び帯締めについては、芯の組成繊維（芯を使用している旨を付記する場合に限る。）

別表第八（第八条関係）

一　日本工業規格L〇〇〇一（繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法）の三・二の表一（洗濯処理の記号）の記号番号一〇〇及び三・六の表七（ウエットクリーニング処理の記号）の記号番号七〇〇の取扱表示	水洗い処理
二　日本工業規格L〇〇〇一（繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法）の三・六の表六（ドライクリーニング処理の記号）の記号番号六二〇又は六二一の取扱表示	石油系法ドライクリーニング処理
三　日本工業規格L〇〇〇一（繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法）の三・六の表六（ドライクリーニング処理の記号）の記号番号六一〇又は六一一の取扱表示	パークロロエチレン法ドライクリーニング処理
四　日本工業規格L〇〇〇一（繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法）の三・六の表六（ドライクリーニング処理の記号）の記号番号六〇〇の取扱表示	パークロロエチレン法ドライクリーニング処理及び石油系法ドライクリーニング処理

○消費者庁告示第五号

家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）第三条の規定に基づき、合成樹脂加工品品質表示規程の全部を改正するこの告示を制定する。

平成二十九年三月三十日

消費者庁長官　岡村　和美

合成樹脂加工品品質表示規程

（表示事項）

第一条　合成樹脂加工品の品質に関し表示すべき事項は次の表の上欄に掲げる合成樹脂加工品について、それぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。ただし、第二条第十号で定めるように表示することができる平面が五十平方センチメートル未満の場合であって、全ての表示事項を表示できないときは、当該表示すべき事項のうち一部を省略することができることとし、また、合成ゴムをパッキン又は滑り止めのみに使用して製造した食事用、食卓用又は台所用の器具（合成ゴムをパッキン又は滑り止めのみに使用して製造したものを除く。）の品質に関し表示すべき事項については、雑貨工業品品質表示規程（平成二十九年消費者庁告示第七号）による。